



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 開運商法の祈とうサービス ～

【事例】

雑誌の広告を見てブレスレットを購入した。後日、購入した業者から電話があって「あなたの名前を書いた用紙を送れば霊能者が運勢を見る」と連絡が。用紙を送ったところ「先祖の供養をしなければ災いが降りかかる」と言われ、不安になって供養代 50 万円振り込んだ。

その後も「祈とうが必要」と言われて300万円を要求されたうえ、「誰かに言うとその人に災いが起こる」と言われ、おかしいと思い始めた。

【ひとことアドバイス】

◇開運グッズを購入したことを
きっかけに、祈とうサービス
など関連商品の契約をさせら
れるトラブルです。

◇「あなたの邪気が強いので偉いお坊さんに祈とうしてもらう必要がある」「おはらいを受ければ大金が手に入る」などと言われ、高額料金を支払ったケースもあります。

◇お金を多く払うことで「運が開ける」「幸せになる」「救われる」わけではありません。不安をあおられてもきっぱりと断りましょう。



相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1211

たじま消費者ホットライン
TEL 0786

※相談無料で秘密は厳守!!